

令和6年6月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和6年6月19日（水）

令和6年6月21日（金）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和6年6月19日（水） 5頁

令和6年6月21日（金） 61頁

令和6年6月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月19日（水）	<p>審査日程の決定</p> <p>スポーツ文化部（スポーツ振興課、文化芸術振興課）審査、報告 議案乙第17号・第18号、報告第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>健康福祉みらい部（地域福祉課、健康増進課）審査、報告 議案乙第17号、報告第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課） 審査、報告 議案乙第17号、報告第3号、議案甲第21号～第23号 〔説明、質疑〕</p>
第2日	6月21日（金）	<p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第17号・第18号、議案甲第21号～第23号 〔総括、採決〕</p>

6月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和6年6月19日付託]

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号) [可決]

議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号) [可決]

議案甲第21号工事請負契約の締結について [可決]

議案甲第22号財産の取得(電子黒板等)について [可決]

議案甲第23号財産の取得(小学校給食用食器等)について [可決]

[令和6年6月21日 委員会議決]

2 報告

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

令和6年6月19日（水）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

教育部長 姉川勝之
教育総務課長 佐藤正己
教育総務課長補佐兼総務係長 西木純子
教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子
学校教育課長 井手崇雄
学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道
学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美
学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕
学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 岡本澄久
学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子
教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦
生涯学習課参事 久家喜男
生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規
生涯学習課長補佐 久山高史
生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部（スポーツ振興課、文化芸術振興課）審査、報告

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、健康増進課）審査、報告

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課）審査、報告

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

議案甲第21号工事請負契約の締結について

議案甲第22号財産の取得（電子黒板等）について

議案甲第23号財産の取得（小学校給食器等）について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

には」と呼ぶ者あり)

事前調整は全部終わっております。

それで、スケジュールでは午前9時半に、いつものとおり庁舎西側に集合して、ワゴン車でいきます。そして、始まるのが午前9時45分からだそうですが、その前に全体の流れですね、若葉小の子供たちが着いて、どうしているのかと。

そういうものを見るために早めに、午前9時半に出発で、ベストスイミングクラブの現地で待機っちゃうか、スタートから見っていくということです。

それで大体、授業に当たる部分は午前9時45分から午前10時45分だそうです。そして、その後、バスが子供たちを乗せて若葉小に戻ると。若葉小に子供たちが到着するのは午前11時10分だそうです。大体午前中を要するという事です。

樋口伸一郎委員長

私から補足を。

まずもって、現地視察は議案審査に関連するもので優先して行っておりました。

こちらについても所管事務調査として行えるということで、確認を取っておりますので、今のところ御提案というところです。

若葉小学校のプール、こちらに午前中おおむねかかりますので、この現地視察の御提案を皆さん御承認いただけるのであれば、きちっとした詳細の書類、今、副委員長から御説明のあったタイムスケジュール等の説明もやり取りができるということなので、それを掲載したいとは考えております。

皆さんがよろしければ、この御提案の視察を入れさせていただきたいんですけど。

西依義規委員

会期中なので、議案審査を優先……、この日程がベストだから入れたんであればいいんですけど、閉会して行けるのであれば、ここじゃなくてもいいやんかっていう話が出るのかなと思うんですけど。

まずどうやってここになったのか、教えてください。

樋口伸一郎委員長

今、西依委員から御質問がありました、閉会中でも継続審査の中において、所管事務調査として現地視察をすることは可能でした。

最初はむしろ、その提案で調整をさせていただこうということで、この会期中においては議案審査により近い視察ができればということで調整をいたしましたけど、まず先方さんとのタイミングと、委員会からできるだけ早い時期に、以前、間が空かないうちについていう御意見も頂いてはありました。その兼ね合いを見ていると、次にできる期間としては、調整上、

夏とかになりそうな感じでした。

ですので、学校との兼ね合い、児童との兼ね合い、ベストスイミングさんとの兼ね合い、執行部との兼ね合いで、最短で近い部分で取れるのが、ここ。

あとは次がいつになるのか見込めないってところもあったので、日程を調整させていただいて、所管事務調査としてここに入れられれば、今回6月で最短で行けると。

前回、皆さん方から御意見を頂いた後から時間はたっているんですけど、こっちの都合ですけど、できるだけ間を空けないためにもっていうものもあります。

あとは先方さんとの都合で、この日が一番妥当かということで、御提案をさせていただいている状態です。

西依義規委員

後から出てくるかもしれないですけど、今回の議案という現地調査じゃなくて、この日はたまたま調整日だったんで、ここに所管事務調査を入れたということですね。

ということは、通常の日程で、議案を審査しながら、ここはやっぱり見てみようってなれば、例えば、21日の自由討議の前に現地調査を入れることも可能ということですか。

樋口伸一郎委員長

それは可能です。

今、現地視察を御提案している分に加えて、議案審査における現地視察ということで加えるのであれば、いつものとおり21日の最終日に入れる形にはなるでしょう。

ほかに何かあれば。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

そうしたら、次がいつになるのか見込めないってところから、できるだけ始まった時期においてが一番温かいものが見れるのかなというところで、皆様方には若葉小学校の水泳授業民間委託についての視察を行っていただきたいんですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

そうしたらまた、タイムスケジュールは後々タブレットに上げていただきますので、またそのときは御確認をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時1分休憩



午前11時5分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。



スポーツ文化部（スポーツ振興課、文化芸術振興課）

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

樋口伸一郎委員長

これよりスポーツ文化部関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

石丸健一スポーツ文化部長

委員会の審査前に一言御挨拶を申し上げます。

御審議いただきます一般会計補正予算（第2号）のスポーツ文化部関連の予算につきましては、陸上競技場写真判定設備整備事業の財源組替えでございます。

また、一般会計補正予算（第3号）につきましては、市民文化会館改修事業におきまして、工法の見直しが必要となったため、それに要する経費の補正でございます。

繰越明許費繰越計算書の報告も併せて担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

歳入について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

財源についての御説明をいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目3体育施設費につきましては、陸上競技場写真判定設備整備事業に関し、国の社会資本整備総合交付金を活用しておりますが、その内示額の減額に伴い、財源を組み替えるものでございます。

以上で、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）に関する説明を終わります。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費の市民文化会館改修工事事業につきましては、非常用発電設備工事におきまして、工法の見直しが必要となり、本年9月の貸し止め期間中の工事であるため、必要な額を補正するものでございます。

4ページを御覧ください。

内容といたしましては、老朽化した非常用発電機を更新するため、高圧から低圧電源に変更し、当初は室内に1台増設する設計でしたが、既存の煙道配管や給排気ファンの性能について、試験的に動作確認いたしましたところ、経年劣化等から、エンジンの燃焼に必要な空気量の給排気が不足することにより、非常用発電機のエンジンが燃焼不良を起こし、発電できない可能性が高いことが判明し、2台目を屋外型に変更する必要性が生じたため、補正するものです。

以上で、議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）についての御説明を終わらせていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費の市民文化会館改修工事につきましては、令和6年3月定例議会におきまして、翌年度へ繰越し上限額を御承認いただいております。

その翌年度繰越しが表記のとおり確定いたしましたので御報告するものでございます。

内容としましては、非常用発電設備工事、分電盤改修工事などによる経費となっております。

文化芸術振興課は以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、款10教育費、項5保健体育費の陸上競技場改修事業につきましては、令和5年12月定例会におきまして、翌年度への繰越し上限額を御承認いただいております。

その翌年度へ繰越額が表記のとおり確定いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

改修内容につきましては、陸上競技場スタンドの屋根改修及び鉄骨、ベンチの塗装を行っております。

以上で、報告第3号繰越明許費繰越計算書についての御説明を終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

補足ですけど、報告第3号につきましては、項4の社会教育費については、令和6年3月、項5保健体育費については令和5年12月にそれぞれ、議会から承認いただいていた分の御報告であります。

それでは、執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

5ページの繰越明許費の分の陸上競技場の改修事業で、令和5年度から6年度に繰り越した分ですが、完成の時期の予想。国スポとかの関連で、間に合うのか間に合わないのか、その辺教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

国スポ前までに終わるということで、工期は8月30日まで見込んでおりまして、それに向けて遅延なく進んでいる状況でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

2ページで、財源が変更になると。先ほどの説明では、内示額が減額になると。

こういう内示額が変更っていう話はよくある話なのか。確定した上で予算組みしているんじゃないですか。

石丸健一スポーツ文化部長

ケース・バイ・ケースでもありますけれども、特に、最初の事業については、内示があっ

て上げるケースが非常に多くございます。

継続してずっと行っている事業につきましては、見込額で当初予算に計上させていただきまして、それから調整をするという形を取るケースもあります。

今回はそのケースに該当するというところでございます。

成富牧男委員

分かりました。

何で今頃補正するのちゅうたら、そのときの理由に、当初は分からなかったからとかいうのがよく言われるので。

二通りあるんだちゅうことですね。理解しました。

今度は文化会館の非常用発電機で、さっきいろいろお話された、このつもりでやとったけれども、それがそうじゃなかったから、屋外につけたってという説明だったと思いますが。

最初の設計のときに、それを予測するちゅうのは、実際、難しかったんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

計算上はきちんとなっております。数値上は十分対応できるようにはなっております。ただ実際、目視では非常に難しい状況でございます。

今回分かったのが、実際、工事を発注いたしまして、その工事に入った段階で試験的に風量を確認した段階で初めて老朽化の具合が分かったということでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

事前には予測しがたい、不可抗力だったということで、今回上げたちゅうことですね。

了解です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

別の所管ですけど、市民公園整備事業で今度798万6,000円という議案が出ていて、もちろん所管外だと思うんですけど。

ただ、スポーツ施設エリアっていうのがありまして、一般質問の中でも多くの議員が質問されて、そこで御答弁を頂いていますけど。

じゃあこの委員会で何らかの説明があったのかというと、何もないんですよ。

で、議案外ではないんで、まず、この市民公園整備事業と文化、スポーツの関係性。

全部向こうにお任せなのか、例えば、便益とか利用価値については、スポーツ施設が何か情報を出して、そういうところで一緒にやってするのか。

その辺、まずこの事業の持って行き方というか、その関係性はどうなっているんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

今回の都市整備課の予算の内容にはスポーツ施設エリアの分については入っておりません。ですので、スポーツ施設エリア以外の部分の調査業務ということになります。

ただ、実際のところは既存の施設も含めてBバイCを出すようになっておりますので、全く関係ないということではないんですけれども、既存の施設についてはそうですし、スポーツ施設エリアについては今回、全く――現状のままっちゃうか、何もないところでの調査ということになります。

西依義規委員

じゃあ、下に健康広場とか書いてあるんですけど、そこは関係ありますか。

石丸健一スポーツ文化部長

現在の市民プール跡地の約半分、レジャープール部分については、都市整備課において、今、申された形で整備が予定されております。あと半分の50メートルプールと管理棟の部分については、スポーツ施設エリアとして現在ゾーニングをしておりますので、その部分については今回の対象の分にはないということになります。

西依義規委員

イメージが、概略がどんどんどんどん決められて、中身の部分、どうやって市民に使いやすい公園であるとかの議論が全くされないまま、スリーオンスリーとかテニスとか、一般質問で答えられたんで。

じゃあ、我々は何のためにおっとなかって。

例えば、スポーツ施設をもっと充実させようとか所管事務でしているのに、その辺の報告は一切なく、委員会をどう思われているのかと思ったんで質問させていただいているんですけど。

石丸健一スポーツ文化部長

ゾーニングをして複数案ということで現在出しておりますけれども、一般質問の中でも答弁申し上げましたけれども、庁内でもまだどうするのかというのがはっきり固まっておりません。

ですので、いろんな御意見を伺いながら、どういう形にするかというのは検討していくということになります。現時点でどうするというのは決まっておる状況ではございません。

以上です。

西依義規委員

だから、我々も市民の代表とは言わんけど、市民と思ってここにおるんで、例えば、市民

プールを廃止するやつもそうですけど、そういったところも言っていただくと、一般質問を聞いて、ああ、納得だと、我々とは。

ですけど、一般質問で初めて聞かされて、コンセプトがどうなのとか、そういうものもぜひ議論したいんで、今日じゃなくてもいいんで、委員長、別に時間を取っていただければありがたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

これにおいては所管事務の範囲ということにもなります。

今、議案に直結しない部分というのは、やっぱりそういう所管事務で時間を設けてやるべきなのかなとも思いますので、今、西依委員が言ったとおり、お時間が合うところを調整させていただいて、また別協議の場とかを開かせていただければなと思いますので。

よろしいですか、皆さん御理解いただいて。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにごいませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

oo

午前11時30分開会

樋口伸一郎委員長

再開します。

oo

健康福祉みらい部（地域福祉課、健康増進課）

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

樋口伸一郎委員長

次に、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）につきまして、健康福祉みらい部関係の主なものについて、文教厚生常任委員会資料により御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

2ページをお願いします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入の健康づくりモデル事業受託料につきましては、国民健康保険中央会と全国健康保険協会、通称協会けんぽと市町とが共同で、特定保健指導に取り組むための受託料でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入の新型コロナワクチン接種費用助成金につきましては、新型コロナワクチン接種は令和6年度から高齢者を対象にした定期接種となり、ワクチン代の一部が助成されるものです。

次の健康づくりモデル事業交付金につきましては、先ほど御説明しました、国民健康保険中央会と全国健康保険協会と市町とが共同で実施する事業に対する交付金でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、歳出の説明になります。

資料3ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費につきまして御説明をいたします。

資料6ページをお願いいたします。

事業名、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付事業でございます。

事業の目的といたしましては、物価高騰により厳しい状況にある低所得世帯を支援するた

めに給付金を給付するものでございます。

国の総合経済対策、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施するものでございます。

事業の内容といたしまして、対象者につきましては、まず1つ目に、世帯全員の令和6年度の市町村民税均等割が非課税、いわゆる令和6年度の住民税が非課税世帯であること。2つ目に、世帯全員が令和6年度市町村民税均等割のみ課税世帯、いわゆる令和6年度住民税均等割のみ課税世帯であること。

ただし、この2つの条件におきましても、令和5年度の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金の支給対象となった世帯、また、市町村民税均等割が課税されているものの、扶養親族等のみで構成される世帯などを除いた世帯が対象となります。

給付額といたしましては、1世帯当たり10万円の給付となっております。

手続といたしましては、プッシュ型として住民税非課税世帯、または住民税均等割のみ課税世帯として把握している世帯に対しまして確認書を送付いたします。そして、振込口座等を御記入いただき、返送していただく手続。それと、申請書型といたしまして、令和5年度の給付金対象の世帯を除きまして、未申告等により令和6年度の税情報が把握できていない世帯に対しまして、申請書を送付し、申告等により税情報が判明した上で住民税非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯として申請いただくこととなります。

給付金につきましては、可能な限り速やかに支給ができるよう、現在確認書やお知らせの文書等の作成、また、システム改修や給付金窓口設置のための事前準備の協議を行ってまいりまして、早くても7月末、遅くとも8月上旬には初回の振込を予定しております。

なお、申請期限につきましては、9月30日といたしております。

周知方法につきましては、ホームページや市報等への情報掲載が主なものでございますが、市公式SNS等においても対応してまいります。

事業費につきましては、給付金の対象見込み世帯を2,000世帯とし、1世帯当たり10万円の給付で2億円といたしております。

また、事務費の1,145万3,000円の主なものといたしましては、資料3ページに戻っていただきまして、節10需用費の消耗品費として6万円、封筒代などの印刷製本費として28万3,000円、節11役務費として、申請書等の郵送代などの通信運搬費50万円及び口座振込手数料の22万円、節12委託料といたしまして、システム改修委託料56万6,000円及び給付金についての相談受付窓口業務、コールセンター業務、申請等の受け付け及びデータ入力業務等へ対応する給付金業務委託料といたしまして950万円を計上いたしております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

4 ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費につきましては、新型コロナワクチン定期接種事業と医療保険者と共同して進める健康づくりモデル事業に要する経費でございます。

7 ページをお願いします。

医療保険者と共同して進める健康づくりモデル事業でございます。

目的としましては、鳥栖市と国民健康保険中央会と全国健康保険協会、通称協会けんぽが医療保険制度の枠を超えて連携し、地域住民を対象とする生涯を通じた予防・健康づくりの取組を推進し、特定健診・特定保健指導の実施率の向上などに取り組むことで、地域全体の健康増進及び健康寿命の延伸を図ることとなっております。

行政と健康保険2者と共同で取り組むことは、今回が初めての取組となり、この健康づくりモデル事業は令和5年度と6年度の2年間となっております。

全国健康保険協会の被保険者やその配偶者の方も高齢になると、いずれは国民健康保険に加入されることとなります。

国民健康保険に加入される前から、特定健診を受診し、自分の健康状態を把握し、検査結果に異状があった場合、保健指導により、生活習慣の改善に取り組み、生活習慣病の予防や病気の早期発見・早期治療を促進することにより、医療費が抑えられ、その後、国民健康保険に加入された場合でも、健康の維持や医療費の減少に効果が期待できると考えられます。

事業内容は(3)協会けんぽ被扶養者を対象とする特定保健指導(ハイリスクアプローチ)の実施では、協会けんぽの被保険者の被扶養者、例えば、会社員の配偶者で40歳以上の方が特定健診を受診され、検査結果に異状があった方の中から数人を選び、鳥栖市の保健師や栄養士が保健指導を行うものです。

鳥栖市と協会けんぽとで受託契約を締結し、家庭訪問による保健指導や医療機関への受診勧奨指導を行い、その実績に対し、受託料を受けることになっております。

令和6年度のモデルとなる対象人数は、50人を予定しております。

次の(4)市民を対象とする生活習慣病予防・健康づくり事業(ポピュレーションアプローチ)の実施では、令和5年度に特定健康診査受診勧奨の動画を作成し、令和6年度は動画を活用し、例えば、サッカーの試合のときにスタジアムのビジョンに動画を投影し、協会けんぽと共同でブースを設置し、特定健診受診の勧奨を計画しております。

事業費としましては、人件費として職員の時間外手当、時給単価任用の会計年度任用職員の報酬、そのほか、広告料やブース借上げ料を計上しております。

また、このポピュレーションアプローチ事業については、国民健康保健中央会から、健康づくりモデル事業交付金を受けることになっております。

8 ページをお願いいたします。

新型コロナワクチン定期接種事業でございます。

事業内容を御覧ください。

令和6年4月1日から新型コロナワクチン接種は定期接種となり、65歳以上と60歳から64歳までは心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害がある方が対象となっており、接種時期は秋冬の予定にしております。

自己負担額は令和6年度1,300円。ただし、生活保護世帯は自己負担なしとしております。

接種者数は65歳以上の人口の約50%と60歳から64歳までの人数を含み、9,980人を見込んでおります。

国は令和5年12月に、ワクチン代の標準価格を3,260円として示しておりましたが、令和6年2月に新型コロナワクチンのメーカーから、ワクチンの価格を聴取した後、1万1,600円程度と見直されたため、超過分の8,300円を市町村に対し、助成金として支給することになっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

報告第3号令和5年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業につきましては、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金、また、令和5年度及び令和6年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子供加算の給付金の給付事業におきまして、令和6年4月1日以降の申請受付分の対応のために、繰越明許費の計上を行っております。

また、お手元にA3の資料で令和3年度から今回の令和6年度6月補正予算までの地域福祉課における給付金等の事業の取組状況についての資料を配付いたしております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、3月議会定例会で繰越しの承認をいただいたもので、ワクチン接種の全額国費無料での実施が令和6年3月31日までとなっておりますが、3月分のワクチン接種委託料の支払いやワクチン等の期限切れによる廃棄などの業務が令和6年度まで必要となるため、繰越しを行っております。

以上で、健康福祉みらい部分の説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

補足ですけど、こちらも同様に報告第3号につきましては、それぞれ令和6年3月に議会の承認を得ているものの御報告ということになります。

併せて、林課長から御説明がありました、給付金事業の取組状況ですね。詳細な資料ありがとうございます。これは今までの経緯が分かるというところで、どのような動きを取ってきたかということの詳細資料として御提出いただいていますので、こちらも参考として踏まえ、御質問をいただければと思います。

それでは、執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

御説明いただきました中の物価高騰に伴う低所得者世帯給付金給付事業について質問させていただきます。

添付資料なども頂きましたけれども、何度も事業としてされている中で、通常業務と合わせて担当課がされると思うんですけど、これについて、人員の配置とか業務負担とか、その辺りはどのように感じておられるのか教えてください。

林康司地域福祉課長

国の交付金を活用しての事業によるものですが、この事業につきましては、窓口業務を委託させてもらっている部分がありますので、そちらの対応は出てまいりますけれども、給付対象者等々のお問合せにつきましては、そちらの窓口で対応してもらっていますので、こちらだけで受けるものではないので、その中では何とか今の人員で対応をしております。

会計年度任用職員も対象となって、必要に応じて人員の予算を計上させていただいておりますので、今の状態で何とか対応しているという状況でございます。

牧瀬昭子委員

窓口業務は委託をされているというところであってということがありました。

業務委託料の中で質問させていただきたいと思いますが、人件費の分が……

樋口伸一郎委員長

ページ数はどこですか。

牧瀬昭子委員

休憩いいですか、すいません。

樋口伸一郎委員長

給付金業務委託料ですか。

牧瀬昭子委員

給付金業務委託料の人件費の分を……。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午前11時45分休憩

oo

午前11時47分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

牧瀬昭子委員

3 ページの節12委託料のうち、給付金業務委託料950万円について質問させていただきますが、この委託料の1日当たりの人件費と延べ何人の方がこちらの業務をされるのかというのを教えてください。

林康司地域福祉課長

今回の950万円の中で、人件費につきましては、責任者の方につきましては、1日当たり3万5,000円。事務員の方につきましては、1万6,500円となっております。

責任者の方の延べ日数といたしましては、67日。

人数につきましては、21名で対応いただくようになっております。

牧瀬昭子委員

この窓口業務ですけど、いつも庁舎2階の階段を上がって左側でされていると思いますけど、場所については同じくということによろしかったですか。

林康司地域福祉課長

業者の選定後にはなりますけれども、並行して考えていくこととなりますけれども、基本的にそこで考えてはおります。

牧瀬昭子委員

この担当課ではないのですが、どのように調整をされているのかというのでお伺いしますが、定額減税のほうも同じタイミングになるのかと思いますけれども、その辺りの窓口業務の場所とか、配置のバランスというののはどのように調整されているか教えてください。

林康司地域福祉課長

業者が決まってからの話もありますけれども、考えといたしましては、なるべく同じところでというふうには思っているんですけれども。

事前の話合いの中では、スペースがちょっと足りないのかもっていうところもありまして、まだ今そこは調整が必要なところだと検討しているところでございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればどうぞ。

成富牧男委員

さっきの委託料の中で3万5,000円の人、これは1日当たりですか。あとの人は1万6,500円掛けるの21人——3万5,000円の人も含めてでしょうけど。

一般的に比べるのは難しいかもしれんけれども、会計年度任用職員、例えば、同じような事務を今まで実績でされていると思いますけど、その人の7時間なのか。1時間当たり同士で比較できるなら、結構、会計年度任用職員とどうなのかなと思いましたので質問をしました。

1万6,500円ってそれなりの金額だなと思って。会計年度任用職員さんとどうなんでしょうか。

林康司地域福祉課長

会計年度任用職員で単純に幾ら——日当にすれば、七、八千円程度になるかとは思いますが。

ただ、業務委託のほうはかなり高く出ているかとは思いますが。

こちらの金額の単価につきましても前回出されたときからも、また、一般の事務員の方については500円等々上がっている部分もあった中での見積りを出されてある状況でございます。

古賀達也健康福祉みらい部長

会計年度の場合は、先ほど課長が申しあげましたように、報酬ではそのようになりますけれども、それ以外に社会保険、それから通勤費等含めます。それと業務委託の場合では、それに事務経費等がありますので、このような業者からの見積りとなっているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

委託料の場合は、事務経費や管理費とかが入ってくる。それは分かりますけど、だから、実費としてどっちのほうが多いのか少ないのか。

何でも委託っていうけど、会計年度任用職員がいいという意味じゃないけど、会計年度任用職員という市の職員の身分のある人を雇ったほうが安上がりになるのかなと思ったりして

います。

林康司地域福祉課長

短期間でもあります。一概にどちらとも――計算もそうですけれども、あと、この期間で期末手当とか、そういったところも入るとまた計算も一概にとは思います。

先ほど部長もおっしゃっていましたように、業者さんからの見積りには単純な人件費以外の金額も入ったところでの積算もされてあるところだと思いますので、一概にどこって言うことが比べることは難しいと思いますし、人数を短期間にそれだけ集めることや場所等もなかなか難しいのかとも思っております。

樋口伸一郎委員長

いいですか。

成富牧男委員

この人は専門的やけんって言いんしゃるかと思ったら、そうは言われませんでした。

こういう21人も、一生懸命この会社というのは恐らく集めていると思うんですよ。その中には、私はやったことあるっていう人もおるかもしれんけれども。

だから、本当に金目のことだけで考えれば、もうちょっと工夫が――これはもう一般的なほかの業務でもそういうふうにあります。

それから、次の質問は、業者の選定は今からって言うことですが、これはどういう方法でやられるんですか。

林康司地域福祉課長

予算がとおりましたら、見積りを3者程度入手いたしまして、その中で価格等々も踏まえた中で契約を、緊急を要しますので、5号随契で対応してまいりたいと考えております。

成富牧男副委員長

それは分かりました。

あと一つは、さっきおっしゃった未申告の人の話。これはもう一回お願いしたいんですが、申告者と一緒に未申告の人を抽出してやるんですか。

そののところをお願いします。

林康司地域福祉課長

未申告者の人数の把握につきましては、まずは申告をされていない方の中から、令和5年度の給付金の対象を除いた世帯ということで、その世帯の方ということになります。

成富牧男委員

未申告の人っちゃうのは、きちっと出るわけですね。

その人は全部該当するだろう……、だろうですか。それとも、抽出した後の人は該当する

んですか。

林康司地域福祉課長

申告をしていただいた後、課税の方もいらっしゃると思います。ですので、抽出した世帯といたしましては、1,153世帯が未申告ということで、給付の対象になり得る世帯で捉えておりますけれども、おおむねこの半分ぐらいが実際は該当するのではないかと。扶養に入っている方はまた除きますので、そういったところを今後、申請書を送らせていただいた中で確認の作業が出てくると思います。

成富牧男委員

大変やね。結局、それはいつまでも待たせられんと思うんやけれども。

具体的な事務やけど、それはもう一回こっきりで、それ以上の勧奨とかはせんわけ？

しなさいという意味で言いよるっちゃないとよ。大変やろうけど。

林康司地域福祉課長

基本的には今後、8月号の市報やSNS等で周知をしてまいります。

成富牧男委員

肝腎なことを聞くのを忘れたけど、未申告の人が申告してくる、そのお尻はいつ。

林康司地域福祉課長

9月30日までとなっております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

続きまして、新型コロナワクチン定期接種事業についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

主要事項説明書8ページでお願いします。

先ほど、飛松議員の議案質疑の中でもお答えがあっっていて、7回目を接種された方や5回目接種が終わった方ということがあったと思うんですけども、全国的に接種をした後の副反応のこととか、それにまつわる重症者や死亡者のこととかも出てきていて、やはりその辺りもオープンに知らせる必要もあるのではないかと思います、その辺りについての御見解をお願いします。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

人数等は控えさせていただきますが、公開されているものは発表できますので、こちらで発表させていただきます。

厚労省の疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）という国の機関が審査を

しております、そこがホームページで発表しておりますので、報告させていただきます。

これが令和6年5月31日までに審査を終えられた分で、6月3日に発表されております。この中で、これまでの進達の受理件数が1万1,247件となっております。認定を受けられたのが7,384件。こちらには医療手当、また死亡一時金、葬祭費なども含めたところでの人数になります。

死亡一時金または葬祭費に関する件数も公表されておまして、進達の受理件数が1,372件、そのうち、認定があったものが596件となっております。

以上です。

牧瀬昭子委員

この中で、鳥栖市の方の人数とかっていうのは調べることができるのか、もしくはその情報として入ることがあるのか。その辺りはいかがでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

出身地等は限定されますので、そういうものは情報的には入ってきません。年齢と性別、病名だけとかになっております。

鳥栖市で認定があった場合はまたお知らせさせていただきたいと思います。

牧瀬昭子委員

御相談に関してというのは、今まで保健センターに来るとかはありましたでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

相談もいろいろございますし、それから今、申請が出て、今後審査会を開く予定というのもございますけれども、具体的なニーズに関しては発表を控えさせていただきます。

牧瀬昭子委員

おおむね分かりました。ありがとうございます。

そういう状況も踏まえたところで、やはり受ける方にとっても両方の情報を広く知っておいていただいて、その上で、打つのか、打たないのかということを決めていただく必要性があるのかなと思っております。

先ほど、飛松議員の議案質疑の中でも広報活動のところをおっしゃってあったと思います。市報とかSNSというお話だったと思うんですが、その中でもぜひこの辺りの問題点というものも伝えていただく機会となればと思います。

特に、SNSの活用とかが広く伝わっていない世代の方たちが今回対象となると思いますので、できるだけ紙媒体ですとか市報ですとか、そういったものが活用できないかと思いますが、いかがでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

今回はもう65歳以上の定期接種となりますので、こちらから積極的な実施はしませんので、市報等で――希望される方が打ってくださいという状況になります。

接種を受けられる前に、説明書、注意事項等の中に副反応関係も書いておりますので、そちらを十分読んでいただいて、本人の御希望で打たれるということをお願いしたいと思えます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

7ページの健康づくりモデル事業で、先ほどの議案質疑のときに鳥栖市を含めて2自治体という話があったけれども、取りあえずあと1自治体どこなのか教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

鳥取県の湯梨浜町という町が指定を受けております。

中川原豊志委員

特定健診とか、そういった方の対象になるのかなと思いますが、鳥栖市の特定健診の受診率っていうのは最近上がってきているのか、あんまり変わらないのか。

それと50人ほどピックアップするという話だったと思うんですが、ピックアップする対象者というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか教えてください。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長

特定健診の50名の対象の選定につきましては、協会けんぽの特定健診を受けられた被扶養者の方で、かつ、特定保健指導を受ける対象となる基準がありますので、その方たちを協会けんぽさんのほうで選定されて、この方たちに保健指導に行ってくださいということで、保健指導の抽出者リストをこちらに提示していただいて、その方たちに実施するということになっております。

保健指導の対象を25人と設定しておりまして、もう25名の方の予定については、健診の結果、受診が必要な方がまだ受診に至っていないという方のリストを頂いて、早期に受診勧奨を行っていくというのが25名ということで、合計50名の方を対象として、保健指導を実施するという事で予定しております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

特定健康診査の受診率でございますけれども、こちらは保険年金課と合同でしているところですので、令和4年度の受診率が47.9%、令和5年度は現在のところ46%、若干下がっておりますけれども、40%以上の受診率は取っております。

中川原豊志委員

四、五年前のデータとか、前のデータってありますか。もっと低かったイメージがあるんやけれども。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

令和元年度のデータからいきますと、令和元年度が44.5%、令和2年度が42.5%、令和3年度がコロナの影響はありましたけれども44.2%、令和4年度が47.9%、令和5年度が46.5%ということになっております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。横ばいっていう感じでしょうけれども、特定健診の受診率を上げるための施策をぜひ、もっともっと考えていただきたいなど。

以前はかかりつけ医か何かで血液検査とかをしとったら、それを代用して特定健診に充てることができるという制度もございましたけど、その辺は今どんなふうになっていますか。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長

特定健診の受診率向上につきましては、特定健診の実施主体が保険年金課になりますので、そちらのほうが主で事業実施をされております。

受診率を上げるために保険年金課のほうでも未受診者訪問をされてあるとか、新規に特定健診を受けていただいた方には今年度はクオカードを配付するとか、いろんな事業を検討され、今年度から実施することで、受診率向上に向けて健康増進課とともに一緒に頑張っている状況です。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

今回計上しておりますポピュレーションアプローチの中で、受診していただくためのCMをつくりましたので、ぜひ御覧になって、1人でも特定健診を受けていただけたらと思っております。

中川原豊志委員

私がかかりつけ医で血液検査しているもんやけんが、それを見せて特定健診したことになるならば、出したいなと思っておりますけれども、それはどうなのかなど。

森岡裕子健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長

情報提供ということで、かかりつけ医のほうで受けられた血液検査のデータをこちらのほうにお持ちいただいて、特定健診の項目に合致していれば、それで特定健診を受診していただいたということでは可能です。

その制度は現在も続いております。そういう形で持ってこられる方も実際にいらっしゃいます。

樋口伸一郎委員長

中川原委員もぜひそのチラシみたいなものを率先して御周知ください。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後0時9分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時20分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課）

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

樋口伸一郎委員長

次に、教育部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、教育委員会事務局関係について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金の子ども・子育て支援整備交付金につきましては、市内社会福祉法人が行います、放課後児童クラブの施設整備に対する国庫補助分で、同施設整備につきましては、当初予算において予算措置をいたしておりましたが、ソーラーパネル整備等の特殊附帯設備について国の補助採択を受けましたので、今回補正するものでございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節4社会教育費県補助金の子ども・子育て支援整備費補助金につきましても、国庫支出金のほうで説明いたしました分の県補助分でございます。

井手崇雄学校教育課長

続きまして、同じく資料2ページの3段目になります。

款17県支出金、項3委託金、目4教育費県委託料、節1教育総務費委託金につきましては、教育研究指定校委託金といたしまして、理数教育研究指定事業に対する委託金でございます。

本事業につきましては、県からの事業費の委託金について満額を受けるものでございます。歳入の説明は以上となります。

引き続き、歳出について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節7報償費、以下につきましては、先ほど申しあげました理数教育研究指定委託金の事業に係るものでございます。

なお、この理数教育研究指定事業につきましては、麓小学校が県からの指定を受けまして、今年度より2年間、理科と算数の研究に取り組んでいるところであり、学ぶことの楽しさに出会える授業づくりを通して、課題に意欲的に向き合い、様々に試行・協働しながら解決しようとする児童の育成を目指すものでございます。

学校教育課からの説明は以上です。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、項2小学校費、目1学校施設管理費、節12委託料の設計委託料につきましては、若葉小学校築山撤去を予定しております。

この設計により、築山撤去に係る排土量ですね——土を排出する量の算定を行う測量、築山撤去に係る工事費用の算出を行います。

また、撤去工事に伴う樹木の伐採・抜根、付近のフェンス工事に係る費用も合わせて設計を予定したところでございます。

教育総務課関係分の説明を終わります。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

4 ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節11 役務費につきましては、田代小学校なかよし会Bクラス新設工事に係る建築確認手数料及びなかよし会6施設の冷蔵庫が老朽化により買換えが必要となっておりますので、それに伴います冷蔵庫の処分手数料でございます。

節12 委託料の設計委託料につきましては、田代小学校なかよし会Bクラス設計業務委託料でございます。

節17 備品購入費につきましては、先ほど御説明いたしました、冷蔵庫の買換え費用でございます。

節18 負担金、補助及び交付金の放課後健全育成事業補助金につきましては、歳入でも申し上げましたが、市内社会福祉法人が行います、放課後児童クラブ施設整備に伴いますソーラーパネル設備の特殊附帯工事で、国、県の補助採択を受けましたので補助を追加するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

先ほど御説明をいたしました放課後健全育成事業関係につきまして、主要事項説明書により御説明をいたします。

事業内容(1) 田代小学校なかよし会Bクラス設計委託料等ということで計上いたしております。

Bクラスの建設に伴う設計を行うものでございまして、スケジュールが、令和6年度が実施設計、令和7年度が建設工事というふうに考えております。

定数につきましては、現在Aクラス39名、Bクラス40名で田代小学校なかよし会は運用しておりますけれども、今回新設を行いますことによりまして定員を若干増やす予定でございます。

続きまして、(2) 放課後児童健全育成事業整備費の補助金でございます。

こちらは先ほど申し上げました、民間の施設の補助を行うもので、和貴福祉会が山浦町のかなさ保育園の隣接地に今回、創設を行うことに伴いまして、ソーラーパネル等を設置されますので、その分の附帯工事を追加するものでございます。

以上でございます。

井手崇雄学校教育課長

次に、報告第3号繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

令和5年度繰越明許費繰越計算書のうち、款10 教育費、項1 教育総務費、いじめ問題対策

委員会経費につきましては、鳥栖市立中学校いじめ不登校重大事態に関する調査報告書作成業務委託料であり、調査期間の延長に伴い、令和5年度内に報告書の完成が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、項2小学校費の1項目め、特別支援学級整備事業につきましては、令和6年度に特別支援学級増に伴う間仕切り設置工事を行うもので、工期が令和6年度までまたがるため、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、2項目め、若葉小学校屋内運動場倉庫改修事業につきましては、若葉小学校体育館北側にありますプレハブ造りの体育倉庫が老朽化しましたので、体育館南側に増築するための設計業務の年度内完了が困難となったことから繰越しを行ったものでございます。

続きまして3項目め、基里小学校フェンス改修事業につきましては、基里小学校プールフェンスを目隠しフェンスに改修する工事を行うものですが、既製品の支柱では、風による負荷に対し基礎部分の強度不足が想定されるため、特注部材として支柱を発注することとなり、支柱の購入が3月中に間に合わないことから、工事完了が見込めないことで繰越しを行ったものでございます。

4項目め、旭小学校大規模改造事業につきましては、旭小学校大規模改造事業の校舎設計業務を行うものでございまして、前回の田代小学校大規模改造事業の校舎設計が約9か月で完了しましたことから、旭小学校についても同様な期間を見込んでおりましたが、旭小学校からの追加要望の協議等を行ったこと、児童数が多いことから仮設校舎の規模が大きくなること、現校舎の規模も大きいことから、設計業務に時間を要し、年度内完了ができないため、繰越しを行ったものでございます。

続きまして項3中学校費、特別支援学級整備事業につきましては、令和6年度の学級編制に伴い、特別支援学級が増えることから、特別支援学級に空調機を設置する必要があり、その設置工事が令和6年度にわたることから繰越しを行ったものでございます。

2項目め、鳥栖西中学校バスケットゴール改修事業につきましては、バスケットゴールが体育館の規格に合ったものを調達する必要があることから、その調達日数を要したため、令和5年度内完了が困難となったことから繰越しを行ったものでございます。

以上で、議案第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第3号令和5年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

なお補足ですけど、今、御説明いただいた報告第3号につきましては、令和6年3月——前回ですけど、御議論いただいた承認事項でございますので、こちらを踏まえて、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。御質疑のある方、挙手にて御発言をお願いします。

牧瀬昭子委員

まず、2ページの一番上の子ども・子育て支援整備交付金の分ですけれども、こっちがソーラーのほうですね。

これがそれぞれのものなのか、合算されているものなのか分からないんですけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回6月補正予算を計上している分は、ソーラーパネル等の特殊附帯設備の分の増額分について計上いたしているものでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

あわせて、5ページの放課後児童健全育成事業の国庫支出金と県支出金が2事業に充てているので、1つ目の田代小学校なかよし会Bクラスのほうが国から幾ら、県から幾ら。

それと、かなさのソーラーパネルのほうが国から幾ら、県から幾らって分かればと思ってお尋ねしております。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、田代小学校なかよし会Bクラス数の設計業務委託料については、これは単費で行うもので、国、県の補助は受けておりません。

ですので今回、国、県の補助金を補正いたしている分については、(2)の放課後健全育成事業の設備費の補助金の分の国、県のそれぞれの補助分でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。分かりました。

ソーラーの分は特殊なものになるので、後から国、県からの補助がつかましたという説明だったと思うんですけども。それは順番があるものですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

国、県の補助について後からというよりは、当初、我々がソーラーパネル等について設置されることを予定せずに、国、県の補助申請を行っていましたが、かなさ保育園さんがソーラーパネル等を設置されるっていうことを後からお聞きして、その後、国、県と協議をいたしまして、国、県からソーラーパネル等の特殊附帯工事についても補助になるということで採択を受けました。

ですので、当初予算の計上に間に合わなかった分について、6月補正ということでお願いをしているところでございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。ありがとうございます。

このソーラーパネルの詳細に関してですけれども、どこに載せる予定にされているのか、別のところに置くのか。ソーラーパネルの容量といいますか発電容量、大きさがどの程度なのか。小さいのか大きいのか分からないので、その辺りが分かればと思いますが。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

パネルについては屋根の上に載せられるというふうに考えておりますけれども、すいません、容量等について、今、ここで把握いたしておりませんので、申し訳ありませんが、お答えができません。

牧瀬昭子委員

では委員長、情報を出していただけるようにこの場で諮っていただいていいですか。

樋口伸一郎委員長

これは民間の事業所でもあるので、民間の事業所さんの情報提供の御判断というのもあるので、私から執行部に対して、情報開示をお願いするということが難しいのかなとは存じているんですけど、いかがでしょうか。

そういう民間さんが設置するパネルの情報については。

暫時休憩します。

午後 1 時 37 分 休憩



午後 1 時 41 分開会

樋口伸一郎委員長

再開します。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

牧瀬委員の御質問にお答えいたします。

現在、民間が行います特殊附帯工事のソーラーパネル等の補助採択につきましては、この特殊附帯工事を行う金額等の見積りにより国、県の採択を受けているもので、性能等につい

ての詳細については、現状では必要ございませんので、把握もいたしていないところでございます。

今後、実績報告等によりまして、どういった設備が設置されたかっていうのは、こちらに報告があるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。分かりました。

風の強さとか容量とかによってこの金額が変わるのかということがありまして、お尋ねしたところですけど。

今後、そういう見積りなど詳細が出てきましたら、ぜひ、御報告いただければと思います。

重ねて、これについてですけれども、民間事業のっていうところだったと思うんですが、これは民間のじゃなくて、新設する市が持っている公共施設に対してというか、学童に対して、なかよし会の施設に対してつけるとかっていうものにはこの補助金は充てられないものなのか。

もう民間だけのものなのか、そこがあれば教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

国、県が行います施設整備に対する補助金につきましては、公設の施設、民間の施設問わず、同じ要件で補助が行われます。

ですので、仮に公設で新設に合わせてソーラーパネル等が設置されれば、同じように採択になるものというふうに考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

重ねてですが、田代小学校Bクラスが今後、設計のほうへ入っていくことになる際に、このソーラーパネルについては何かお考えはありますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現在のところソーラーパネル等を設置する予定はいたしておりません。

牧瀬昭子委員

これまでそういうことを考えたことがなかったということなのか、庁内でそういう検討をする機会を私としてはぜひつくっていただきたいなと思いますけれども。

鳥栖市のほうでも、ゼロカーボンシティ宣言も行われましたので、公共施設の新設の際には、ぜひそういうものを導入していただきたいと思いますけれども。

庁内でのそういうやり取りっていうのは、これから始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

委員おっしゃるとおり、今後、環境に配慮した施設整備というのは必要になってくるものというふうに考えますので、その辺については、庁内のそういった部門とも協議しながら考えていきたいというふうに思います。

西依義規委員

ソーラーパネルの補助金が1,709万7,000円で、全体の補助率は何%ですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

こちらが施設整備に係る対象工事費の4分の3を民間の事業者に交付するというような形になります。

樋口伸一郎委員長

事業者が4分の1です。補助が4分の3。

西依義規委員

民間と公設でちょうど2つ並んでいるんで、民間さんが建てたほうが——同じように補助金は出てくるんですね。

国の補助金は……、その4分の3の中の国が何割、県が何割、市が何割は、国が建てても市がされても一緒ってことですか。

公設の場合と民設の場合の違いを教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、公設で行うときの補助率についてが、基本的には国、県、市で3分の1ずつっていうことにはなっているんですけども、現在、施設整備について国が予算をかさ上げして交付をいたしております。施設整備に関しては公設で行う場合は12分の1ずつを県と市が負担して、残りを国が補助で交付をするという形になっております。

ただし、上限がございまして、施設整備の基準額というのがございまして、今のところその上限を超えた部分は市の持ち出しというような形になっています。

そして、民間が行う場合はかさ上げ等がございまして、全体の対象工事費の16分の1ずつを県と市が負担をして、残りの4分の1を事業者が負担して、残りの4分の3を国、県、市で分けるんですけども、全体の事業費からいうと、県が16分の1、市が16分の1、残りが国というような形になっております。

西依義規委員

何でこんな質問するかというと、どちらがお得かっていう話っていうのは、今、見ていたら、民間さんに建ててもらったほうがお得のように見えるんですけど、そういうことではないんですか。

民間さんに建ててもらって、鳥栖市が別の補助金をまたつけて、自分が建てるよりも民間さんが建てたほうが安いんで。

そういう違うことをすると、また補助金対象から外れたりするんですか。

取りあえずどっちがお得というのはないっちゃうことですね。どっちがお得ってありますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

民間事業者が4分の1負担を行いますので、自己負担というのがございますので、市にとってということだけを見ると、その部分では、公設であれば全体経費12分の1ですけれども、民設であれば16分の1ということなので、出すお金っていうか、そこは民間施設が建てたほうが施設側の負担が当然ありますので、市にとってみれば財政負担は軽いということです。

中川原豊志委員

市が建てる場合は、国、県の補助っていうのは実際あるのか。ないんじゃないかって。

自前の持ち出しじゃなかったのかって思ったんですけども、確認をさせてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

公設で市が施設整備を行う場合は、施設整備の部分については、国、県の補助を受けております。

樋口伸一郎委員長

施設整備はということです。

中川原豊志委員

分かりました。

同じところですが、かなさんが今回、施設を建築されるということで、麓にあるんで、麓小学校のお子さんを預かるのかなと思うんですけども。

麓小学校の待機児童といいますか、それから、麓小学校も新しいクラブを新設されたばかりじゃないかと思うんですけども、その辺、運営上、問題ないのかというのが気になるんですが、お答えできますか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

議員御指摘のとおり、現在、麓小はA、B、Cの3クラスを建てています。

今年度の運営はAとBの2クラスで運営を始めているんです。それは何でかというのと、3月中旬に4月1日入所分を締め切った時点の申込者数が、麓はほかに民設さんがありますので、なかよし会と民設さんに申し込んである方が、まずどっちとも申し込んであつて断られている。それと、自らの御事情で断わるパターンで、3月中旬に取った入会申込みと4月に

入ってからの入会申込みに落差があったんです。減ったんです。減ったんで、どうにか2つで対応できるということが一つありました。

ただ、それでも入会決定者を114名持っておりますので、現在のところは通常分、学校があつている時期は2クラス、夏休みは3クラスで運営する予定です。

来期から、かなささんあたりが入ってきていただく、あるいは元気さんの増設もある。そうすると、麓小は3クラスを使うにしても——例えば3クラスをざっくり120人で40人ずつ見ているものを、35人ずつで見れるとか、30人で見れるとか、支援員を確保できるならば、3クラスをより目の届く状況、環境で見れるということが成り立つのかなど。

あるいは支援員が、鳥栖市全体のなかよし会を見て、非常に厳しい状況であれば2クラスで運用していく。そういう影響はあると考えています。

以上です。

中川原豊志委員

今、待機児童の問題でいろいろ施設を整備してもらっているのは分かるんで、支援員さんの募集もされていると思いますが、せっかく元気さんとか、かなささんとか民設で頑張ってみようという施設さんがいらっしゃる状況なんで、これは要望ですけど、やっぱり民間事業者さんをあまり圧迫せんような手続上の問題をやっていただきたいと。

これは要望しときます。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

おっしゃるとおりだと思います。ただ今回は、麓小なかよし会建設前に、水面下でそういった学童保育の民間さんの建設がありますかという調査を取っております、予定がないと、その時点ではないということなんで、待機児童対策が先やろうもんという整理をしたわけです。

ただ、どっちが先かで対応が変わってくるという状況は現場サイドとしてはあります。

それと当然、我々は民間さんがやっていらっしゃるところは、逆に、今後そうした選択肢も踏まえて考えていく必要性は、担当レベルとしてあると思っています。

以上です。

中川原豊志委員

よろしくお願ひしときます。

もう一点だけ。3ページが一番下、学校施設管理費の分の委託料ですが、若葉小学校と言われましたか、築山とかいうのを撤去するための委託料で、どこの小学校にも、もう何十年も前に出来たときには、そういうふうな築山とかいうのか、丘みたいなものがあつたと思うんですが。今回、この撤去に当たる理由っていうのはどういふのがあつたのか。

佐藤正己教育総務課長

若葉小学校の築山につきましては、三、四十年近くたっていることから、最近の雨等によりもう山自体が崩れ始めております。

それで、以前その中に埋まっていた遊ぶ道具とかがもう露出された状態になって、児童が遊ぶには大変危険な状態となっております。

ですので、そういうことを避けるために撤去する予定ということで、今回、設計委託料を上げさせていただいたところでございます。

中川原豊志委員

そういう築山があつて、子供たちが一生懸命そこで遊んでいた時代もあったと思うんですが、学校の景観の問題と、ほかにそういう築山みたいなものがある小学校の状況で、問題があるところがあれば教えていただきたい。

佐藤正己教育総務課長

最近、令和7年度の予算関係の要望事項とかで各学校を回ってきたんですけど、現在、そういった築山とか遊具の関係で、状況をどうにかしてほしいというような学校で、そういった築山関係があるのは麓小学校の南側にちょっとあるぐらいと、それとあと若葉小学校、旭小学校もありますけど。旭小は今回大規模改造が入るんですけど。

そういうふうな関係で、私自身もずっと確認してきていますけど、若葉小のような状況の築山はないというふうに考えております。

景観の問題としては、やっぱり若葉小学校の築山はかなりもうよくない状況で、やっぱりもう遊具がむき出しで、児童が入らないようにロープとかを張っている状況ですので、ちょっとよろしくないかなと思っております。

樋口伸一郎委員長

いいですか。ほかに。

西依義規委員

5ページの田代小のなかよし会の設計ですけど、建設場所とかももう決まっているんですか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

現在、田代小なかよし会Aクラスがある建物の候補地として南側、現在駐車場になっている部分と北側——南グラウンドと我々呼んでいますけど、田代小のグラウンドの中ですね、つまり建物の北側。あるいは、現在のAクラスを2階建てにするのかと。

そこで支援員さんと学校内のいわゆる送迎、あるいは田代小児童の登下校の状況を踏まえた交通系の環境整備と、あとコスト、そういうものを調整に入ろうかとやっています、今、

考えて、一番やりやすい工事、児童に影響もないだろうというのは、田代小Aクラスの北側、つまり南側グラウンドの中で選択肢を強く持っているところです。

以上です。

西依義規委員

田代小の南グラウンドの利用状況はどういう状況ですか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

現在あそこに仮設で中原支援特別学校の方が一部使っていらっしゃって、そこに日中車が1台、2台、荷物を運ぶ、これが一つ。それと、なかよし会が必要に応じて遊ぶことがまれにあるのが一つ。それともう一つは、田代小児童が通学路として、正面からか入ってきて通る、この3つで、田代小自体の体育の授業は北側でやっているというのは確認済みです。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

先ほどの中川原議員の質問の関連ですけれども、若葉小学校の築山の撤去をされた後、どういうふうな活用を考えてあるかっていうのを御質問させてください。

佐藤正己教育総務課長

現在のところまだどういった活用をするのかっていうのは決まっておらずで、若干、遊具がありますので、遊具を残すとか、実際きちっと更地にしてみても、どれぐらいの広さがあるかっていうのが現状、分かっておりません。

ですので、かなり大きな山で、廃土してみてもどれぐらいの広さが確保できるのかってところはまだ分かっていませんので、跡地をどう使うのかってというのは、実際、撤去して、どれぐらいの広さが出てきてというところから、次に何をしていくのかってというのは、学校を含めたところで協議をしていきたいと。

こちら側で勝手に決められませんので、学校側がやっぱりどういった活用をしたいというところも出てくるのかと思いますので、そういった形で対応したいと思います。

牧瀬昭子委員

築山の状況を見せていただいたときに、小学1年生、2年生がすっ転がりそうで怖かったというような支援員さんたちの声もあって、ただやっぱり、子供たちとしては体を使って遊ぶ場所としてとても有効に昔は使っていたという話をお伺いしたので。

できるだけそういう体を使ったほうがいいのかなというのが1点と、あともう一つが、若葉小学校のなかよし会の広さがちょっと足りていないと思うので、そういう話をした中で、

この築山が撤去された後に、そこに建ててはどうかというようなお話もできるのかなと思っ
たんですけど。その辺りのお考えがもしあればお願いします。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

当然、築山が撤去されて、そこが更地になって、十分な広さが確保できるっていうことで
あれば、若葉小学校Bクラスについては今、図工室を借りて運用しているところなので、そ
ういった新設が、どうなるのかというのはまだ分かりませんが、候補地には十分なる
かというふうに考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

田村弘子委員

2ページの教育費県委託金の理数教育指定、麓小学校が指定されたというところの内容に
ついて詳しく教えてください。理数教育指定校ってどうやって指定されるんですか。

井手崇雄学校教育課長

議員の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、背景には理科離れがあって、国の科学技術分野における国
際競争の維持ってところが大きな背景にはあります。

そういったことから、高校の学習指導要領の中に理数探求っていう項目だとか、STEAM
教育の推進っていう、そういう施策が今、進められているところが大きいかと思います。

それで、義務教育の初頭の小学校においても、理科と算数に力を入れることで、児童の個
性とか創造性とか、課題を自分で見つけて、自分で解決をしていくっていう、そういう子供
たちの生きる力を育むということで、理科と算数の授業研究を中心とした研究を進めていく
ということで、2か年計画をいたしております。

田村弘子委員

ありがとうございました。この2か年計画を行っていく中で、教える側の先生たちの配置
だとか、先生たちの負担とか、新しいことに取り組むことによって、準備など、結構また新
しくかかってくると思うんですけれども。その点はどのような配慮をされていけますか。

井手崇雄学校教育課長

お答えになるの分かりませんが、研究指定がされるということで、教職員の配置を特別
に配慮したわけではなく、この件が麓小に下りてきたのは、令和3年と4年に国語と算数の
研究を実際、もう既に行っていた、令和5年はもう国語をやめて算数だけやっていました。

そういう背景もあって、県の指定のバランスも考えて、麓小学校というところで我々も推
薦をさせてもらったっていう経緯はございます。それで県が指定をしたということになるん

です。

負担って言われますと、やっぱり研究指定が来れば、負担があるのか、ないのかというと、もちろんございます。

ただ、こういった県の研究指定が、過去は必ず中間発表会を下さい、また、最終的にも授業公開を下さいという義務づけがあるとか、研究冊子をつくって公表下さいとか、提出下さいとか、そういったことがあったんですが、やはり今よく言われる、教員不足の問題もありまして、県のほうも学校の負担にならないように、ふだん行っている研究にそこにちょっと加えるような形で、学校の裁量というところを大きくしております。

ですので、負担は大分軽減をされているっていうことがあるのかなと思います。

あとは、校長、教頭も申しておりますが、やはり研究指定が来ると、最新の授業について、調査・研究もしていきますので、それは教員のスキルアップ、それがそのまま働き方改革にもつながるものと考えているというところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。学びながら、理数に特化したところが探求していけるっていうのは、とてもうらやましいなと思いましたので、子供たちと楽しく、先生方のスキルアップもできるような、指定校になった以上は、頑張っていただけたらと思います。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。応援メッセージだそうです。

ほかにありませんか。

成富牧男委員

5ページの放課後児童クラブ。2点だけお聞きします。

さっきもお金のお話が出ていましたけれども、田代小学校のなかよし会Bクラスの設計委託料は単費ですと。単費とは補助が出ないちゅう意味ですか。それが1つ。

あと1つは、それによって定員は若干増やすつもりですちゅうか、何人増えますって表現されなかった理由は何かあるんですか。その2点。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

1点目につきましては、補助はあります。

ただ、条件が厳しくて、1年以内に設計と建設をすることとなっておりますので、これほどだ無理だという整理をしています。

2点目の定数につきましては、現在Bクラスは図工室をお借りして40名でやっておりますが、田代も待機児童が若干出ております。

かといって、60名も70名もというクラスをつくって、施設の余裕があり過ぎるというのもやや懸念されますので、50名ぐらいが限度かなというふうに現在考えているところです。

以上です。

成富牧男委員

分かりましたが、要らん詮索ですけど、設計委託料は出るのに取っていないっちゃうことと、ソーラーの補助、これはもう全く無関係ですよ。取引みたいな感じになつとるわけじゃないですよ。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

無関係です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

繰越明許費繰越計算書で、一番上の分ですけれども、いじめ問題対策委員会経費。

繰越しになっているというところは、十数年前の鳥栖西中学校の事件の件じゃないのかなと思うんですが、まずそれがそうなのか、そうじゃないのかというのと、まだ継続している問題か何かがあるのであれば、お話しできる範囲で構いません。お話しできないときは休憩を入れてもらっても構いませんので、状況を教えてください。

井手崇雄学校教育課長

中川原議員の御質問にお答えいたします。

最初の御質問にありました、鳥栖西中の分、それはもう新聞報道のほうにも実名を出して記事となっておりますので、その御質問にはそうですと、お答えをいたしたいと思います。

もう新聞でも報道されておりますように、平成24年4月から10月に起きたいじめの問題です。それが平成27年に佐賀地方裁判所に提訴され、それから、令和元年に地裁の判決言い渡し、それから、令和3年に福岡高等裁判所の判決の言い渡し、令和4年に最高裁判所の決定が下りて、最高裁は上告理由に該当しないとして、最高裁で棄却をされた案件でございます。

それが令和4年の9月に佐藤氏側から市教委に対して調査の申入れ書の提出がなされたので、令和5年の1月に本市のいじめ問題対策委員会に諮問をいたしまして、そこが今、教育委員会、我々も含めて調査対象となって、いじめ重大事態の再調査ということで、今、調査が始まっております。

本来であれば答申が昨年度内に出ることとなっておりますところ、過去の資料等の確認だとか、関係者からの聞き取り、また委員会での議論が殊のほか時間が経過をしておりますので、そこが丁寧に今、進められているということで、答申の期間延長ということになりました。

て、繰越しを行ったところでございます。

中川原豊志委員

お話しづらいところもあったかもしれませんが、ありがとうございます。

一刻も早く答申が出来て、解決するのを望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第21号工事請負契約の締結について

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第21号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

議案甲第21号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

説明は、鳥栖市議会定例会議案参考資料の5ページの分を使って説明をしたいと思います。

基里中学校屋内運動場改造工事につきましては、去る5月30日に指名競争入札を行い、落札されました今泉建設株式会社と請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

現在は、契約金額3億2,557万8,000円で5月31日に仮契約を締結したところでございます。

工期といたしましては、鳥栖市議会の議決を得た翌日から、令和7年2月27日までを予定しております。

基里中学校屋内運動場は、鉄骨造り2階建て、延べ面積1,486.97平方メートルでございます。

工事内容といたしましては、屋根、外壁、内部、天井、床、壁、建具等の全面改修、それから北側通路部分にスロープと防災倉庫を新設いたします。

以上で、議案甲第21号工事請負契約の締結についての説明を終わります。

よろしく御審議頂きますようお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。御質疑のある方は、挙手にて発言をお願いします。

中川原豊志委員

基里中学校の体育館の工事ですが、まず、仮契約に至った経緯の中で、指名競争入札で何者指名されて、何者が応札されて、落札率まで分かれば教えていただければと思います。

佐藤正己教育総務課長

指名競争入札は鳥栖市の建築A級の7者でございます。

入札も7者あっておりまして、落札率は98.99%でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。98.99%と。分かりました。

今回、工事は大規模改造ということなんで、一旦、体育館の屋根とか外壁とかを剥がして、躯体だけはそのまましてまたやり直すような、そういう感じの工事なのか、確認させてください。

佐藤正己教育総務課長

天井はやり替えますが、屋根も防水工事とか、剥がすのかどうかは把握しておりませんが、一応、屋根、外壁、内部箇所を全部新しくやり替えるっていうふうに聞いております。申し訳ございません。

中川原豊志委員

昔の記憶に戻ると、平成3年やったっけ、台風が2度来たときに造ったばかりの屋根が剥がれちゃったというふうなこともあったようで、その辺はしっかり対応していただくようお願いをしておきます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

緒方俊之委員

改造中の部活動等の代替えとか、そういうのはできるんでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

部活動は、今、女子バレー部と男子バスケットボール部があるんですけど、通常は基里小学校の体育館を使われる形ですけど、土曜、日曜につきましては、市民体育館を確保して練習をしてもらうような形で進めているところでございます。

樋口伸一郎委員長

体育の授業とかはどうなりますか。

佐藤正己教育総務課長

体育の授業につきましては、外の授業が中心となってくると思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですね。質疑を終わります。



議案甲第22号財産の取得（電子黒板等）について

樋口伸一郎委員長

続きまして、議案甲第22号財産の取得（電子黒板等）についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

それでは、議案甲第22号財産の取得（電子黒板等）について御説明申し上げます。

説明は議案書の参考資料の10ページをお願いいたします。

電子黒板等の財産の取得につきましては、公募型プロポーザルにより業者を募集し、去る6月3日に提案書のプレゼンテーションを実施、審査の結果、優先交渉権者に決定しました。

株式会社学映システムと請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

現在は、契約金額8,248万2,400円で、6月6日に仮契約を締結するものでございます。

電子黒板の購入台数は小学校260台、中学校104台、計364台で、納期といたしましては、市議会の議決を得た翌日から令和6年8月31日までを予定しております。

以上で、議案甲第22号財産の取得（電子黒板等）についての説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

指名競争入札じゃなくて、公募型プロポーザルにした理由は何ですか。

佐藤正己教育総務課長

電子黒板ですので、縦に表示するだけであれば提示装置という形で、モニターの購入という形での一般入札は可能かと思いますが、実際、先生方が実機を触って授業をしていくという形になっていきますと、それぞれの電子黒板等が持つ機能等をプレゼンテーションしてもらった上で、先生方など審査委員の方も実際見て、したほうがいいのかということから、プロポーザルという形で選定をいたしたところでございます。

西依義規委員

成富委員の一般質問に少し似てくるんですけど、名前は要らないので、審査委員はどういった方々で何名なのか。

佐藤正己教育総務課長

審査委員は6名で行政から4名と、あと学校から2名、そういった中学校と小学校でICT関係の専門部の先生方に代表で来てもらって、審査をしていただいたところでございます。

西依義規委員

ホームページを見ても業者しか公表されていないんで、言える範囲でいいんですけど、例えば、実施要綱の中に創造力、企画構想力、独自提案などを総合的に審査・評価して書いてあるんですけど、本当は公表してほしいんです。

A社、B社、C社で、そこの会社を書いて、何点、何点、何点。そういうところでこの会社はよかったんかと思うんですけど、そういった違いがあったのか。

例えば、どこも大体同じで、もう値段で決めたでも別にいいですよ。要はプロポーザルだったんで、一般競争なら価格でぽんと切って、見て分かるんですけど。

プロポーザルにしたことによる違いって、やっぱり出てくるものですか。

佐藤正己教育総務課長

提案を受けた事業者が持ってきた電子黒板は、それぞれの特徴がありまして、ICT関連の先生方からも、やっぱりそれぞれの特徴であるとか、今、自分たちが使っている教材とかがどう活用できるのかとか、そういった部分をかなり入念に質問されて、評価をされた結果でこういうふうな形となっております。

そこは行政関係の職員も一緒に入っておりましたが、そういう形で先生方からの質問が中心になりましたので、そういうのを十分に聞かせていただいて、評価をしたところでございます。

西依義規委員

これって最終的に点数をつけるんですよ。

例えば、次点だった業者さんっていうのは、自分の加点の点数を請求したら、見れるものですか。

例えば、自分の会社がどの点がほかの会社に劣ったんで、今回採用されなかったとか。それとも一切公表しないのか、いろいろあると思うんですけど、どうですか。

佐藤正己教育総務課長

そういった点数等についても公表はしておりません。

西依義規委員

問合せがあっても公表しないということですか。

佐藤正己教育総務課長

公表はしておりません。

西依義規委員

戻りますけど、基本は公開——社名は要らないんですけど、例えば、ほかの自治体を見ても、通った業者と、A社、B社、C社と書いて、1,000点、980点、960点とか書いてあるような公表でも多分十分だと思うんですけど。

やっぱりその辺は公開というか、一般質問では会社の何かが落ちるみたいな答弁をされていましたが。

そんなことはないんで、今後、何らかの情報公開をするような予定は、ほかの部長さんとか——分かりますけど、どうですか。

姉川勝之教育部長

このプロポーザルの公表等につきましては、今回、一般質問のほう等でも御質問いただいているところでございます。

今後、他市の事例等も含めて、庁内で様々行っている部分もございまして、全体の中でどうしていくのかというところについては他の事例等についても研究していく必要があるのかなと思うんですが。

今、この段階で教育部としてこういうふうにしていきますというふうにお答えできるものについては現状持ち持ち合わせていない状況でございまして。

現状につきましては、プロポーザルを公表していない理由というのは、一般質問でお答えができる部分までとなっておりますので、今後様々、他市の事例等についても見ながら、検討が必要なのかなというふうに考えております。

西依義規委員

あともう一つ、私が一般質問したのが、ローカル発注をしたんですよ。

今までよりも特殊な業種でもやるようにしますって契約検査課がおっしゃっていたんで。

今回の応募された方に、地元の会社はあったのでしょうか。そこは言えない？

佐藤正己教育総務課長

大変難しいところですけど、現在、そういった内容を公表しておりませんので、申し訳ございませんが、控えさせていただいております。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

一般質問の二番煎じにならんごとしんですけど、まず確認ですけど、何者応募があったんですか。

佐藤正己教育総務課長

4者でございます。

成富牧男委員

4者あって、その中で優先交渉権者というのが、学映システムさんで、そこに決まったということですね。

点数公表の場合もですが、4者あって、ここが取りました、あと参加されたのは、ここと、ここと、ここですぐらい言えんですか。あれはあくまで商工観光課の答弁だと思っておりますけど。

何かありませんか。

姉川勝之教育部長

当然、今、各担当課のほうでプロポーザルの要綱等をつくって実施をしているところではございます。

そういった中で、過去のやり方等を含めて、参考に今も行っているところでございます。

それが結果としては、そういう公表等については基本的に行っていないと。

で、そこについて、落ちたという言うのであればですけど、漏れたところの業者さんのお名前までを出すかどうかというところの考え方については、一般質問の答弁であった部分の影響もあるのではないかというふうに、私個人も考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

二番煎じにならないように終わりますけど、私はやっぱり一般質問でも言ったように、それならどうして一般競争入札なりについては、フルオープンにするのかと、金額の違いまで。

辞退者までオープンにするわけでしょう。

今の説明では納得がいきませんということで終わります。

樋口伸一郎委員長

ほかにございせんか。

牧瀬昭子委員

いろいろな御質問の中で先ほどお答えがあったところで、先生方が実機を触るとか、今までのことを踏まえたところで、この会社のこれがいいということでお決めになられたと思うんですけど。

決め手になったポイントとか、質疑の中から、ここを重要視されて、これに決めましたとか、その内容についてお伺いできればと思いますが。

佐藤正己教育総務課長

評価する部分ってのはそれぞれ個人の方がもうされていきますので、その内容まで私たちが1件1件確認等をしておりませんので、どこがっていうポイントとかについて、お答えはできない状況でございます。

牧瀬昭子委員

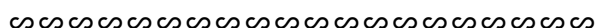
それでは、先生方が中心になって質問されていたということでしたけど、どんなことが質問内容として出てきましたか。

言える範囲で結構ですので、お願いします。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後 2 時30分休憩



午後 2 時35分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

佐藤正己教育総務課長

牧瀬議員の御質問にお答えいたします。

先ほど西依議員の御質問でもありましたように、操作性等についての御質問とか、そういった大まかな内容についてはお答えをさせていただいておりますが、要綱のほう等でも優先交渉権者については公表するとしておりますが、それ以外については非公表としております

ので、個別具体的な内容についてはお答えができかねるところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

もう最後に要望で締めさせていただきます。

成富委員も西依委員もおっしゃっておられましたけれども、やはり具体的な中身のところがちょっと分かりにくくて、せっかくプロポーザルをされて、内容について精査されたというところがあると思うんですけども、結局何がどう決まって、なぜここになったのかが公表されないのならば、やっぱり市民にとっても、実際に使う先生や子供たちに対しても、説明責任が果たせないなので、そこはやはり公開をしていただきたいという要望をさせていただきますと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

これにつきましては、現在の制度上、執行部としてもお答えできる範囲からすると、各委員さん方もまだまだ質問したいことおありでしょうけど、一般質問等の場も活用しながら要望を含めた御質問等を以降はしていただければと思います。

ほかにございませんか。

緒方俊之委員

今も電子黒板あると思うんですけど、これを入れ替えるっていうことでいいですか。

佐藤正己教育総務課長

基本的には古いものから入替えをしていって、最近コロナ関係で購入した電子黒板で導入して二、三年っていう分については、まだ特別教室とかで使っていきますけど、基本的に普通教室等にある分は導入して10年近くなっておりますので、その分を入れ替えていくという形にしております。

緒方俊之委員

入替えたものはもう処分するんですか。

佐藤正己教育総務課長

基本的には処分という形で対応したいと思います。

学校によっては使いたいところがあるかもしれませんが、その場合1台とか、そういうものもあるかもしれません。

あんまり残してしまうと、今度またそれが古くなってくると、ますます使えなくなったときに、処分という形にすぐつながっていきますので。

基本的にはある程度、経過年数がたっている分については撤去で、業者に処分を委託しよ

うと思っています。

樋口伸一郎委員長

いいですか。

ほかにごいませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。



議案甲第23号財産の取得（小学校給食用食器等）について

樋口伸一郎委員長

続きまして、議案甲第23号財産の取得（小学校給食用食器等）についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

議案甲第23号財産の取得（小学校給食用食器等）について、学校給食課から御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

今回取得する財産につきましては、小学校給食用食器等でございますが、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

契約に当たりまして、去る5月30日に指名競争入札を行い、落札した株式会社アイホー佐賀営業所と契約金額2,451万1,300円で、去る5月31日に仮契約を締結したところでございます。

取得の目的といたしましては、小学校給食で使用いたします食器について、現在は磁器製のものを使用しておりますが、割れや欠けによる異物混入のリスク軽減や運搬時の重量負担の軽減のため、軽くて割れにくいポリエチレンナフタレート製のPEN食器に取り替えるものでございます。

契約の内容につきましては、PEN食器のおわん及び深皿並びに食器用かごの購入でございます。

納入期間につきましては、鳥栖市議会の議決を得た日の翌日から令和6年8月9日までと

なっております。

なお、参考資料といたしまして、物品売買の仮契約書を添付いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。御質疑のある方、挙手にて御発言をお願いいたします。

緒方俊之委員

さっきの電子黒板と一緒にすけれども、これも入れ替えて、古いのはまた処分するっちゅうことでいいですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

入れ替えた後の磁器製食器につきましては、給食のほうではもう使うことはございません。

学校や公民館、まちづくり推進センター、あと子ども食堂などに声をかけて、使うところがあれば、そちらのほうに譲渡していきたいと考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

今の磁器食器にしたときは、積極的な意味で——学校給食のセンター化するときはこの話
は出てこんやったかな。

私、そのときは、学校給食センターになったら、磁器食器も使いますのでって、そういう積極的に、こういうふうにするから、よろしく、みたいな印象があったっちゃけど。

磁器食器を導入したのはいつで、その前は何かやったんですか。そこだけは確認させてもらおうと思って。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

うちのほうで記録等残っていなかったものですから、聞き取りした中での範囲ですけれども、まず、磁器食器に変わった時期というのが今から25年から30年ぐらい前、自校式の時代に元はアルマイトの食器だったものが、磁器食器に変わっております。

当時は全国的に国の通知等もあって、アルマイトの食器の場合は、熱を伝えやすく、暑くて持ちにくいと。それで結局、子供たちの姿勢が悪くなる、いわゆる犬食いになりやすいと。

そういう問題点等も指摘されておまして、それを契機に全国的にアルマイトからほかの材質のものへ変わっていたような経緯があったようでございます。

センター化のときの入替えというのは、分からないんですけれども、私が聞き取りした中

では、もう自校式のときから既に磁器食器を使っていたということで確認をいたしております。

成富牧男委員

それは失礼しました。私の勘違いっっちゃうことだったんですけど。

ただ、今度の新しい食器というのは、よその市町とかでは普及状況というか、みんなそんな感じのところに——それこそ、うちは特別にこういうところに配慮した食器ですよとかあるのか、それだけ教えてください。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

今回購入しようとするPEN食器についてですけれども、今、県内で導入しているところとして、唐津市や神崎市、上峰町など、5市町で導入されております。

県内ではまだ導入が進んでいないような部分もあるんですけども、隣の福岡県などでは、福岡市や北九州市、久留米市をはじめ、県下の約7割の市町村で使用されているということで、導入が進んでいるということでお聞きいたしております。

成富牧男委員

もういいです。終わります。

西依義規委員

PEN食器の導入について反対はしていないんです。

総合計画でもちゃんと書いてあったし、予定どおりされているんですけど、例えば、鳥栖市がゼロカーボンシティ宣言をこの間して、記者発表の理由を見たら、学校給食の食器を従来の陶器製から軽量かつ丈夫で使いやすいPEN食器へ変更しますって書いてあるんです。これは普通のプラスチック製品と同じ理由なんです。

ゼロカーボンシティ宣言をされているまちが、陶器からポリエチレンに変えるってところのイメージが、私は逆行しているような気がするんですけど。

ほかの課が勝手にやり出したんで、教育委員会は関係ないと思うんですけど、全市的な宣言をされたんで、そこはどういうふうに教育委員会として整理されているんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

ゼロカーボンシティ宣言もございますけれども、まずは児童生徒の安全性、こちらのほうからうちのほうは今回の提案をさせていただいております。

特に、食器の洗浄中とかに割れることがございます。そういった際に、かけらが見つかるまで作業を止めて探すとか、どうしても出てこないときは出てこなかったということで、翌日の給食の配膳のときかけらが入っていないか、確認をよろしく願いますということで、学校に依頼をして、異物混入を防ぐということでやっております。

また、重量についても非常に重たいものですから、児童が持っているときに、つまずいてけがをすとか、あるいはうちのほうの作業の従事者についても特に、食器等を入れているコンテナについては、数百キロになるようなものでございますので、そういうものを押しているときの腰や膝への負担、こういうものもございます。

ですので、まずはそういったものの軽減、こういうものを主眼に置いて、今回のPEN食器のほうに切替えをさせていただきたいということで考えております。

西依義規委員

課長さんがおっしゃっていることはごもっともな話で、それは全てのことに言えるんです。

例えば、ガラスとか陶器じゃなくて、プラスチックは軽くて丈夫だと、プラスチックを使いましょう、言っていることはそれと同じなんです。

それはゼロカーボンに反すると思うし、それは全庁的に、ここがCO₂を使ったら、こっちを減らすなり、そうせんと、全庁的なゼロカーボンを目指した宣言都市にはならんと私は思うんで。

そこはちゃんとカウントせないかんっちゃないですか、これでどのぐらいの二酸化炭素が出るか知らんですよ。ばってん、使わないかんところは絶対使わないかん。

本音と建前じゃないですけど、どうですか。

姉川勝之教育部長

このPEN食器を活用することによって、ゼロカーボンの鳥栖市でのCO₂排出量というのがプラスにどう積算されるのか、されないのかっていうところが把握していないところがございます。

ただ、委員がおっしゃっているように、鳥栖市としてはゼロカーボンシティ宣言をしておりますして、それについて市民環境部を先頭に様々な取組を今後していかなきゃいけないというふうには考えております。

ただ、そういった部分については重々分かっている反面、先ほど課長が御説明いたしましたように、教育部としては、子供の食の安全の確保、なおかつ今度は職員の労働環境の改善等々にも取り組んでいかなければならないという部分もありますので、このゼロカーボンシティ宣言に関する今後の取組等につきましては、市全体の中で取組っているのは当然、進めていかなければならないというふうには考えているところでございます。

以上です。

西依義規委員

この食器は何年ぐらい使われるんですか。その後、どうされるんですか。ごみになるまでをちゃんと考えているなら、そこはいいんですけど。

またこれを廃棄してっていうのはもう元も子もないと思うんですけど。

どれぐらいの年数を使って、最後はどういうふうと考えて、導入されようと思っているんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、耐用年数ということでございますが、メーカーのほうからは七、八年が目安ということで聞いておりますけれども、他の自治体の例では10年程度で交換されているということが多いようですので、本市でも10年程度の使用を見込んでいるところでございます。

ただ、表面の光沢の消失や変色、細かい擦り傷等の状況を見ながら最終的に判断をしていくことになるかと思えます。

これを使用後、どうするのかということですが、このメーカーによりますと、これをリサイクルするということで、例えば、これを給食用のトレーにつくり変えるような、そういうことを取り組んでいくということで、現時点では試作段階ということですが、近年中に実用化をするということで聞いておりますので、うちが取り替える頃には、そういう方向で、リサイクルという形で取替えができていくんじゃないかなと思っております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

今回の物品の購入は指名競争入札ですよ。

鳥栖市の業者はいなかったのかっていうのと、どのくらいぐらいの落札率なのか。

やっぱり金額だけで決定されたのか、例えば、デザインのものを加味するとか、そういうものって全くないのか、教えてもらえんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、入札の参加業者につきましては、指名登録業者の中から選ばれた部分になるんですけども、実際、県内に本支店のある佐賀市内の業者ということで、今回、参加をされております。市内業者はございませんでした。

落札率につきましては、98.8%ということで、デザイン等については、基本的に参考物品ということで、その品物とデザイン等うちのほうで決めたものを参考ということで示したものを仕様ということで上げたところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

デザインは担当課で示したというふうなことなんで、具体的に見ていないんで分かりませんが、やはり鳥栖市の子供たちが食事をする食器ですんで、何となし、鳥栖市になじみのあ

るデザインか何かを入れてつくってあるならいいなと勝手に思うんですが、その辺何か答弁できますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

今回、デザインについては既成のデザインの中から決めたような形ですけれども、鳥栖市に関わるという部分はなかったんですけれども、佐賀県にちなむというところで、バルーンの絵がついた皿がありましたので、深皿について、そのバルーンがついたものを導入したいと考えております。

中川原豊志委員

あとは要望ですが、できれば鳥栖市になじみのあるようなデザインも今後は検討していただきたいなと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。それでは、質疑を終わります。



樋口伸一郎委員長

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、明日6月20日木曜日、午前9時30分より、小学校水泳授業の民間委託、現在のところ、以上について文教厚生常任委員で視察をしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時54分散会

令和6年6月21日（金）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 佐藤義勉

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長 西木純子

学校教育課長 井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第18号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第21号工事請負契約の締結について

議案甲第22号財産の取得（電子黒板等）について

議案甲第23号財産の取得（小学校給食用食器等）について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時1分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開催させていただきます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

樋口伸一郎委員長

それでは、まず委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

委員会での協議が終わったんですが、今日の西日本新聞に、協会けんぽと国保中央会のモデル事業ということで、定例会に出ている百数十万円ぐらいの計上があった分について、今、我々が審査をしている、賛成か否決かしくちやいけな状況にある中で、今日の新聞に、5月27日付でこの事業について、進め方について話し合ったというところなんで、まだ進め方を決める段階での話だったのかもしれませんが、もう決まったような形の新聞が出ていました。

ですので、これについて委員会として、再度確認をする必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがかなと思います。

樋口伸一郎委員長

御意見ありがとうございます。

資料が委員からあるということなので、これを許可したいと思います。

配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

ありがとうございます。

今、資料の配付を許可させていただきましたので、それぞれ御確認をいただいて、委員会として、これは先般からも、この事業の取扱いというか、プレゼンとかの件も前回ありまして、事業を進めるに当たっての在り方については、先般からも別件でありました。

今回は趣旨としてはこの事業についてですけれども、そこら辺の経緯も含めて、委員会の

ほうでどのように取扱いを行うのかを決定させていただければなと思います。

例えば、今回、執行部に要望で、先ほど中川原委員もおっしゃったように、事業を決定づけたものではないと。

ただ、解釈によっては、もうある程度進めるしかないなというふうにも取られかねませんので、その辺りを執行部のほうに、どのようにして伝えるのかということで、皆さん方の御意見を伺いたいのですが。

まず副委員長、これに対して御意見があれば、ちょっと頂きたいんですけど。

成富牧男委員

執行部から説明を受けとるのにこういうことを言ったらいかんけど、あれは2か年の事業か何かで、2年目とかいうんじゃないかな。

樋口伸一郎委員長

これは新規事業じゃなかったですか。

成富牧男委員

そこのところを改めて確認したい。

樋口伸一郎委員長

2か年計画の始まりっていう感じですか。

成富牧男委員

本年度もって、1段目のところから始まるとるけど。

そこが新たな事業として今回予算に上がとったっちゃないと。

樋口伸一郎委員長

確かに、本年度までの2か年計画っていうふうにはなっていますね。

計画自体の話かもしれないですけど。（「今年度上がった事業よね」と呼ぶ者あり）

確かにこのあたり、今、御意見にあったように、取り方、考え方によって、様々に解釈ができるというようなニュアンスではありますね。（「執行部に確認を」と呼ぶ者あり）

であれば、これを総括で、自由討議でこのような御意見があって、委員会としてどう取り扱うか、まず……

中川原豊志委員

総括になると、全部署の職員さんに来てもらうんで、個別の案件を聞くっていうのはあれなので、自由討議の参考というふうな感じで呼んで、ここだけ来てもらえないのかなと思うんだけど。

樋口伸一郎委員長

それが現実的かと思います。皆さんいかがですか。

技術的にはできます。自由討議に執行部に参考として来ていただくことはできます。
事例もあると思います。（発言する者あり）
暫時休憩します。

午前10時7分休憩



午前10時15分開会

樋口伸一郎委員長

再開します。

この件については、様々疑問もおありでしょうし、まずは執行部のほうの御説明を聞きたいと思いますので、その確認だけ皆さん御同意いただいてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに自由討議の議題がある方は、挙手にて御発言をお願いします。
ありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、自由討議は終わります。
執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時16分休憩



午前10時57分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

ただいま、委員間の自由討議のほうを終えまして、その中で1点、健康づくりモデル事業という新聞報道がなされておりまして、これの議案審査との整合性について、こちらの自由討議がございました。

この詳しい内容につきましては、自由討議の中でまとめまして、総括の中で各委員から総括的意見として申し上げさせていただきますので、その旨、あらかじめ承知おきのほど、よろしく願いいたします。



総 括

樋口伸一郎委員長

それでは、これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等がございましたら挙手にて御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

総括的な立場ですが、実際、もう少し詳しく聞きたいところもあったんですが、先ほど委員長が言われました、共同して進める健康づくりモデル事業について、補正で105万3,000円と出てきて、人件費等の予算が出ているんですけども、新しくモデル事業の都市として選ばれたというふうに思っていて、今から進んでいくのかなと思ったら、今日の西日本新聞において、「鳥栖市で健康づくり推進」ということで、5月27日にモデル事業の進め方などについての懇談会がありましたという新聞報道がっております。

内容を読みますと、去年から今年にかけての2年間の事業というふう書いてあって、去年から始まっている事業で、去年はこの事業名を聞いたことがないので、委員会としては初めての事業なのかと思っていたんで、その辺のところの整合性がちょっと見えないところもございます。

また、既にある事業に対して、ここで予算を計上されて、これを賛成するか否決するか協議するに当たって、もう進んでいる事業に対しここで万が一、否決とかいうことができない状況であれば、我々がもう否決できない、ニアミスじゃないけれども、そういうふうな関連性もあるんじゃないかなと思って、自由討議で協議をしたところでございますので、できましたら、考え方についてお答えを頂ければ助かります。

樋口伸一郎委員長

これは総括的御意見に対する担当部長のお考え方として、委員会としてお受けしたいと思いますので御発言をお願いいたします。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回のモデル事業につきましては、令和5年度と令和6年度で、それぞれ事業を行うもの
でございます。

令和5年度につきましては、実際の事業決定等につきまして、年が明けた今年2月にモデル
自治体として決定をしていただき、その後、事業の内容等を検討していた中で、現計の保
健指導等の予算の中で対応をさせていただいたところでございます。

今回、令和6年度につきましては、先ほど新聞報道等ございましたのは、令和6年度に
あたりまして、実際、協会けんぽと国保中央会のほうが挨拶という形で鳥栖市を訪問して
いただいたところでございます。

具体的な事業につきましては、今回補正予算の中で、事業をこちらのほうで検討いたしま
して、提案をさせていただいております。

議決後にいただいた中身で事業の実施を考えていきたいというふうに思っております。

というところで御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

中川原豊志委員

できれば、我々も審査する中で、もう少し詳しい内容が分かっていたら、突っ込んで質問
できたと思うんですが、新規みたいな雰囲気聞こえる事業で、前年度から進めていた内容
というのが、前年度の事業名も全然出てきていないんで、その辺が分からないところがあっ
たんで。

できましたら、やっぱりもう少し、今、部長が言われました内容の説明を委員会の中で詳
しく御説明いただきたいというふうに付け加えさせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。要望ということですね。

ほかにあればお願いします。

西依義規委員

先ほどの説明だと、令和6年2月には本格始動だったということなんで、何で今これが課
題になっているかという、今、6月議会ですけど、例えば、3月議会の議案外の報告とか、
そんな場があったはずなのに、報告もせず、おまけに、例えば、記者投げ込みを5月20日に
されているっていうことで。

もちろん情報公開として積極的にされているんでいいと思うんですけど、できたら我々に
もうそれは説明して、無理なら正副委員長にしっかり説明をしていただければ、我々がそこ
から聞いて、この事業概要が分かるんですけど。

どうもお金がかかっている、現予算なんで、知らぬ間にされたみたいな印象があったんで、

自由討議の中で意見が出ていました。

あと、各担当課によるんですね。とても言っていただく課と全然言っていない課があるんで。

そこはやっぱり部長さんが、そんなささいなことを言わんでよかろうもんっていうところも、我々はいつでも集まりますんで、できたら報告等をよろしくお願いします。

以上です。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回、報告をしていなかったことについては十分反省いたしております。

今後は、適宜、必要な部分につきましては、委員会等への報告を適切に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

この件については今、各委員からもありましたとおり、やっぱり新聞記者、報道関係者に投げ込む際には、議会の代表者である正副議長でもよろしいです。同じ投げ込み資料を配付していただくとか、そういうことで、これは私のほうからもお伝えをさせていただきたいんですが、今回は、この健康づくりモデル事業っていうことで議案審査における部分についての総括的なことしか言えないんですけれども、ほかの案件もそうです。

先般からのこの委員会でもありましたとおり、事業に入るに当たる経緯、プロセスなんです。経緯のどこかに説明が漏れていたとか、これ前回の議会でも同様に執行部からお答えを頂いた部分では、より丁寧な説明、あるいは情報共有、ここに努めていただくっていうこと、これが今回のモデル事業とか報道記事の整合性についても同様のことが言えると思います。

ですので、これはもう会期中でなくてもいいです。今、御意見があったように会期中でなくてもいい。もう正副議長、あるいは委員長、副委員長なりに丁寧な説明や情報共有を行うことで、こういった問題が少しずつ減ってくるかと思っておりますので、どこと言わず、担当部長はじめ、各課の課長さん方、職員さん方、そして議員も一緒ですけど、中に持っている情報の共有を私のほうからも、いま一度、要望としてお願いを申し上げておきます。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、この件については終わりますので、そのほかに総括がございます方、挙手にて御発言を。

成富牧男委員

関連するところもございますけれども、改めて、プロポーザル方式の中で、ここでも議論になりましたけれども、準備行為というやつです。

議会の議決前に、既にプロポーザル参加者を募るために、外に向かって、もう準備を起しとると。それについてはいいんですよ、みたいなんで。

そこを今ちゃんとせろっていうつもりで言っているわけではありません。

だから、そういう今の執行部が言うその準備行為はしていいですよっていう前提であったとしても、さっきから出ているような、準備行為をするということを予算が上がっているにもかかわらず、説明がないというのは、もう絶対なくしてほしいというふうに思います。

それから、さらに言えば、そういう準備行為という――私たちからすれば、さっき中川原委員が言ったことと同じことですけど、もうここまでしとっとですもんねって。相手にも、もう通知しとっとですもんねって。言外に、そいけん認めてくださいよって言えるような感じなんですよ。

だから、そういうのは極力なくして、例えば、債務負担でやるとか、2年かかってやるとか、いずれにしても予算のときには、こういうプロポーザル方式でやって、周知をいつぐらいにしようとしていますとか、そういうやつですね。

それはもうなるべく、原則はもう絶対議決後だっちゅうのをやっぱりそういう形でやっていただきたいなというのを思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

プロポーザル事業においては、先般からずっと出ていますが、これはさっき申し上げたとおりですけど、本当にプロセス、経緯の中のあれなので。

できる限り議事録が残る前の状況で情報共有しておくことで、どういうやり取りをして確認をしておこうか、共有をしとこうかっていうのもできますんで。

いま一度お願いを申し上げます。

要望ということでよろしいですね。

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

私からも情報共有というところで、今回は当事者である小学生に対するっていうことで申し上げておきたいと思います。

具体的に言うと、設計委託料、若葉小学校の築山についてですけれども、これについて、やはり子供たちが遊んできたものであって、そこでどういうふうにしていきたいのか、もし壊すとなれば、その理由とか、それについてどう思うか、跡地利用をどうするかなどについては、やはり使っている当事者の方々にお話をしっかり聞く必要があるのではないかとということで、壊された後に、そんなこと知らなかったっていうのを当事者の人たちに言わせない



議案甲第23号財産の取得（小学校給食用食器等）について

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第23号財産の取得（小学校給食用食器等）について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



樋口伸一郎委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については正副委員長に御一任いただくことに決しました。



樋口伸一郎委員長

これをもちまして、令和6年6月定例会文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時14分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 樋口伸一郎

